

平成 23 年 4 月 15 日

内閣総理大臣
菅 直人 殿

(社) 東北ニュービジネス協議会
会長 大山 健太郎

(社) 日本ニュービジネス協議会連合会
会長 長谷川 裕一

津波被害による提言

東日本大震災による震災被害と津波被害は別であり、特に津波被害に対しては経済支援が必要と考えられる。

- ①津波被害の地元経営者の企業再建を支援するために、過去 5 年間に納税した全額を還付する。その条件として、企業再建のための必要資金とする。
- ②津波被害にあった高校生の就職を支援するために、地元企業、並びに仙台進出の支店・営業所においては、従来の雇用枠以外の別枠で震災被害にあった高校生の採用を行う。
- ③津波被害にあった地域を津波復興特区とし、大幅な規制緩和や企業進出のための支援を行う。
- ④復興事業においては、地元雇用を優先する。
- ⑤東日本大震災の復興支援を行うための本部、または復興庁においては仙台に立地し、地元の現状に合わせた復興事業をスピーディに行う。

以上